

[事案 2024-94] 新契約取消請求

・令和7年1月1日 和解成立

<事案の概要>

妻が行った契約であることを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年7月に契約した積立保険について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 申込手続は、自分の妻と募集人との間で行われたものであり、自分は、契約時、契約内容について一切説明を受けていない。健康状態の告知もしていない。
- (2) 本契約には、満期を迎えた際に数百万円の返戻金があり、かつ80歳以降も死亡保障があるものと考えていた。しかし、約600万円以上の保険料を払っていたにもかかわらず、返戻金はないに等しく、また80歳以降の死亡保障がなかった。
- (3) 本契約の募集は、保険業法の情報提供義務、意向把握義務に反する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、保険契約に関しては妻に一任していた。
- (2) 募集人は、申立人の妻に対し、契約内容について、解約返戻金、保険期間、更新限度年齢も含めて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況を確認するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解で解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申込手続が契約者本人との間で行われておらず、募集人も、申立人の妻にのみ契約内容の説明をしていることを認めており、申立人本人との面談がなされていれば、本件紛争が生じなかった可能性は否定できない。
- (2) 募集人は、事情聴取において、申立人の妻に対し、設計書によって本契約の説明をしたと陳述しているが、募集人の事情聴取の結果によれば、死亡保障や積立金の内容について、設計書の記載を丁寧にわかりやすく説明できていたかどうかについて相当の疑問がある。